

バスレーン拡充調査業務特記仕様書

1 業務名

バスレーン拡充調査検討業務

2 契約の期間

契約日の翌日から平成 30 年 3 月 30 日まで

3 業務の目的

沖縄県は、沖縄らしい優しい社会の構築を支える交通体系を確立し、人及び環境に優しい都市構造を支える交通体系として、利便性の高い公共交通ネットワーク構築が必要と考えており、短中期的な施策として、国道 58 号を中心とする那覇市から沖縄市までの区間に、定時速達性が高く、多頻度で運行する基幹バスシステムを導入することとしている。

本業務は、同システムの導入実現に向けた基幹バスルートのバスレーン拡充の効果・影響等を検討するものである。

4 委託額（上限額）

28,846,800 円（消費税込、諸経費含む）

5 業務内容

(1) バスレーン等の取組状況の整理

1) 目的

基幹バス構想に向けて実施してきた取り組みと関連する道路施策や公共交通に関する取り組みの状況を整理し、今後の施策実施効率化の参考とする。

2) 内容

既存資料、公表資料等から、基幹バスルート沿線を中心に事業の経緯、現状、課題等を整理する。

(2) 現況調査

1) 目的

久茂地コザ間の既存バスレーンの課題、拡充による課題箇所の検討を行い、バスレーン拡充図の作成の基礎資料とする。

2) 内容

久茂地伊佐間は既存報告書等、伊佐コザ間は道路台帳等を参考に文献調査の上、主要交差点及び課題箇所の踏査を行い、想定される課題箇所の現地写真、平面図、課題を整理を行う。

(3) 交通量推計

1) 目的

久茂地コザ間の基幹バスルート（国道 58 号、宜野湾北中城線、国道 330 号）へのバスレーン拡充の影響を把握し、関係機関並びに県民の合意形成を図ることを目的とする。

2) 範囲

推計の目的を踏まえ精度確保、影響確認に必要なネットワークを構成し、経路選択を考慮した時間帯別の交通量を推計する。

3) 成果

平成 32 年度（港川道路）供用時点の OD を作成し時間帯別、方向別で推計を行い、下記の影響を把握する（未実施区間は未実施として考慮）

- ・浦添北道路供用開始の効果予測
- ・久茂地伊佐の夕方専用レーン延長の効果影響予測
- ・久茂地伊佐の時間専用終日優先レーン導入の効果影響予測
- ・久茂地伊佐の朝夕 1.5 時間双方向バス専用レーン延長の効果影響予測
- ・伊佐瑞慶覧優先レーン導入の効果影響予測
- ・瑞慶覧コザ優先レーン延長の効果影響予測
- ・伊佐コザ終日優先レーンの効果影響予測
- ・その他、作成 OD を用いる推計を必要に応じて実施。

4) 推計条件

- ・使用する推計モデルは公共機関での実績のあるものとするが、種類は問わない。
- ・時間帯配分の手法、OD の算出、補正等は発注者との協議により定める。
- ・捌き残りの考慮すること。

5) 成果

- ・次年度以降の業務へ流用可能な OD（様式等は発注者との協議により定める）
- ・時間帯別のゾーン間の分布交通量が分かる図面（推計パターン毎、時間帯毎）
- ・混雑度、交通量の図と差図（推計パターン間、時間帯毎）

(4) 交差点単位の解析

1) 目的

交通量推計結果を参考に、段階的にバスレーンを拡充する際に課題となり得る交差点を(2)現況調査を踏まえ想定し、連携計画のバスレーン拡充を基本に各拡充段階における交差点への影響を予測し、バスレーン拡充計画、道路管理者の交差点改良の参考資料とする。

2) 対象交差点

伊佐、普天間、石平、瑞慶覧、ライカム、山里、呉屋、コザ（対象交差点の前後で影響を与える交差点を含む）

3) 検討パターン

交通量推計のバスレーン拡充パターンの朝夕ピーク時間帯

（現況再現に必要な通量調査は朝夕のピーク時間帯での観測を踏まえ 7:00~20:00 の昼 13 時間調査とする）

5) 成果

- ・交通量推計毎、交差点毎のシミュレーション動画（規制開始前後、規制終了前後の変化が分かる時間）
- ・周辺生活道路への流入状況のシミュレーション動画（（規制開始前後、規制終了前後の変化が分かる時間）
- ・交通量、旅行速度（バス、一般車両は別に算出）等の図及び差図

(5) バスレーン拡充図の作成

1) 連携計画のバスレーン拡充ごとの実施図面を作成し、道路管理者、交通管理者との協議の参考資料とする。

2) 内容

- ・拡充段階毎の平面図の作成

3) 成果

- ・拡充完成図（久茂地～コザ間、非対象区間の状況を判断できる様に前後区間を含め 2500 分の 1 程度）
- ・拡充計画図（久茂地～コザ間、非導入区間が判断できる図で 1 万分の 1 程度）

(6) 生活道路影響軽減策の検討

1) 目的

バスレーン拡充による生活道路への影響を軽減するためハード、ソフト施策の検討を行う。

2) 検討内容

- ・交通量推計の結果から、重点地区を 3 箇所程度抽出
- ・道路地図及び現地調査による現況分析
- ・ETC2.0 分析結果による危険箇所の整理、要因分析（ETC2.0 分析結果は沖縄総合事務局より入手）
- ・ワークショップ開催 1 箇所 2 回
- ・対策案の検討（対策は活性化協議会にて実施する。本業務の対象外）

4) 成果

- ・重点地区選定の経緯、範囲の設定根拠資料（A3 及び A4、各地域数枚程度）
- ・現地踏査報告書（危険箇所等の図面、写真による整理、A3 及び A4、各地域 10 枚程度）
- ・ワークショップ開催資料一式
- ・ワークショップ議事等の実施内容の記録
- ・対策案の提案、比較、検討結果資料（A3 及び A4、数枚程度）

(7) 交通規制の検討

1) 目的

バス専用・優先レーンの規制遵守の課題に対して周知手法を検討し、バスレーン規制の実行性向上を支援する。

2) 検討内容

- ・事例調査 国内 1 箇所（バス優先レーンが効果的に機能している箇所から選定）
- ・利用者へのアンケート調査（Web 調査 質問数 20 程度 500 サンプル程度を想定）
- ・事業者（運転手等）のアンケート調査
- ・効果的な周知手法検討 H30～33年度の周知実施計画策定

3) 成果

- ・文献調査結果（優先レーン、専用レーン、専用優先切り替えレーン、リバーシブルレーン併用等の事例、計 10 地域程度、各 A3、1 枚程度）
- ・事例調査選定検討（検討フロー、A4、数枚程度）
- ・事例調査結果（現況写真、ヒアリング議事録、事例における課題、対応、効果の整理、沖縄における適用可能性の整理、A3 及び A4、10 枚程度）
- ・利用者アンケート集計、分析結果（規制遵守の方策検討の基礎資料となるよう整理）
- ・事業者（運転手等）のアンケート集計、分析結果（交通安全等、主にバス側の視点での規制遵守の必要性を整理）

5 成果品

- (1) 調査報告書（くるみ製本・A4版）・・・ 20 部
- (2) 調査報告書（概要版）・・・ 10 部
- (3) 上記(1)及び(2)の電子ファイル・・・ 一式
- (4) その他、沖縄県の指示する資料等・・・ 一式

6 業務の実施体制等について

主として本委託業務に従事する 3 名以上の技術者を割り当て、本委託業務に係る

統制及びその他の事務について、十分な遂行体制をとること。実施体制については、組織体制図を作成すること。また、委託業務全体のスケジュールの他、各担当者のスケジュール及びスケジュールの管理体制図等を作成すること。

8 著作権等

成果品の著作権及び所有権は沖縄県企画部交通政策課に帰属する。ただし、本委託業務実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任及び費用を持って処理するものとする。

沖縄県企画部交通政策課の許可を受けないで他に公表、貸与、使用してはならない。

9 業務の再委託についての留意事項

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

① 上記(1)で定める「契約の主たる部分」とは以下のとおりとする。

- ア 契約金額のうち、調査分析業務等に係る経費
- イ 企画、管理、指導監督などの統括的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

- ① 本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることができない。

(3) 再委託の範囲

本契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

- ① 交通規制の検討（利用者へのアンケート調査・事業者（運転手等）のアンケート調査・効果的な認知手法検討）

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」業務を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りではない。

- ① その他、簡易な業務

- ア 資料の収集・整理
- イ 複写・印刷・製本
- ウ 原稿・データの入力及び集計
- エ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、県と別途協議を行った業務

10 その他

本仕様書に明記されていない事項で、業務の実施にあたり、必要となる事項については、沖縄県企画部交通政策課及び受託者で協議の上決定する